

令和2年 第5回弟子屈町定例教育委員会会議録

- 1 日時：令和2年5月26日（火）午前10時00分から午前11時15分まで
- 2 会場：弟子屈町公民館 講堂
- 3 出席委員
岩原教育長、榎本教育長職務代理者、菅原委員、金井委員、吉田委員
出席事務局
廣田管理課長、山口管理課長補佐、辻川指導室長、藤森社会教育課長、
川井田社会教育課長補佐、山本給食センター所長
- 4 会議録署名委員：吉田委員
前回署名：金井委員
- 5 傍聴人 なし

議事日程

令和 2年 5月26日

| 日 程 | 議案番号 | 議 件 |
|-----|--------|--|
| 1 | | 会議録署名委員の指名について |
| 2 | | 会期の決定について |
| 3 | | 教育長行政報告について |
| 4 | 報告第 6号 | 専決処分事項の報告について (令和元年度弟子屈町一般会計(教育費)補正予算について/3月31日付) |
| 5 | 報告第 7号 | 専決処分事項の報告について (非常勤特別職の委嘱について/5月1日付) |
| 6 | 議案第29号 | 弟子屈町屈斜路コタンアイヌ民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 7 | 議案第30号 | 弟子屈町屈斜路コタンアイヌ民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について |
| 8 | 議案第31号 | 弟子屈町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について |
| 9 | 議案第32号 | 弟子屈町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について |
| 10 | 議案第33号 | 令和2年度弟子屈町一般会計(教育費)補正予算について |
| 11 | 議案第34号 | 非常勤特別職の委嘱について |

会議内容

【開 会】

廣田課長 : ただ今より、令和2年第5回定例教育委員会を、開会いたします。開会にあたり、岩原教育長より、ごあいさつ申し上げます。

岩原教育長 : 本日は、お忙しいところ、ご出席いただき、大変ありがとうございます。
昨日、緊急事態宣言が全道的に解除となり、一区切りがつきそうだということでもあります。今のところ、6月1日から学校も通常再開となるかと思いますが、今日夕方に道教委とのテレビ会議、そして臨時校長会議を開催する予定となっており、のちほどその他のところで、指導室長から校長会議の資料により、6月1日以降の対応について、説明させて頂きたいと思います。
それでは、只今から、令和2年第5回定例教育委員会を、開会いたします。

岩原教育長 : 日程1、会議録署名委員の指名につきましては、吉田委員に、お願いしたいと思っております。

前回の定例委員会での会議録の承認につきましては、金井委員に、お願いをしておりますが、よろしいでしょうか？

各委員 : はい。

岩原教育長 : それでは、そのように、取り計らいたいと思っております。

岩原教育長 : 日程2、会期の決定ですが、会期につきましては、本日1日限りと、致したいと思っておりますが、これに、ご異議ございませんか？

各委員 : ありません。

岩原教育長 : 異議なしということで、会期は、本日1日限りと、致します。

岩原教育長 : 日程3、教育長行政報告につきましては、私の方から、説明いたしますので、お手元の資料を、見て頂きたいと思っております。

【行政報告件名】

4月30日 日置市から姉妹都市中学生交流事業派遣団の中止連絡
北海道教育委員会と市町村教委教育長とのテレビ会議

5月1日 図書館による子供たちへの本の宅配サービス開始
第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

5月4日 国による緊急事態宣言延長表明

5月6日 第3回臨時校長会議

5月7日～ 分散登校

5月12日 第2回校長会議

5月13日 第3回町議会臨時会

旧J R南弟子屈駅舎の移設

5月14日 緊急事態宣言 39 県で解除決定

5月15日 社会貢献事業 (弟小グラウンド整備、開成建設工業)

第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

- 5月16日 北海道石狩振興局管内を除き、一部休業要件の緩和
- 5月18日 弟子屈町文化財専門委員会
- 5月18日～19日 公民館事業「身体を動かそう！お家でストレッチ体操 学生向け」
- 5月19日 社会貢献事業（美小・奥小・川中グラウンド整備、東星渡部建設）
第1回教科書採択地区協議会
釧路管内町村教委連臨時教育長部会会議
- 5月20日 奥春別小学校 学校運営協議会
- 5月21日 社会貢献事業（野球場整備、開成建設工業）
社会貢献事業（川小・和小グラウンド土入れ、今道東建設工業）
緊急事態宣言3府県（大阪・京都・兵庫）で解除決定
- 5月22日 社会貢献事業（川小・和小グラウンド整備、今道東建設工業）
社会貢献事業（弟中グラウンド整備、開成建設工業）
公営塾 Birth47 笹井塾長就任挨拶
- 5月23日 ウポポイ（民族共生空間象徴空間）開園式典の再延期
- 5月24日 少年の主張 弟子屈大会 中止
- 5月25日 北海道による休業要請の一部解除
校長会3役打ち合わせ
緊急事態宣言5都道県（東京・神奈川・千葉・埼玉・北海道）の解除決定

【質疑応答】

岩原教育長：以上、行政報告とさせていただきます。何かご質問ありましたら、よろしくお願ひします。

菅原委員：臨時教育長部会の中で男女混合名簿とありますが、これはどのような内容でしょうか？例えば、今は男女を分けられないような表記をするとかありますが、これはLGBTとか、どういう内容だったのでしょうか？

岩原教育長：心と体の性の不一致ということに関して、名簿上で男女を分けられることがどうなのかということへの配慮が、教育現場にも入ってきたもので、以前からそのような声もありましたが、管内的にも取り組んでいこうということです。

菅原委員：男女を分けられないことですね。

岩原教育長：健康診断等は別になるでしょうが、名簿等男女別にしなくてもよいものは、全部混合にしていこうという流れです。

菅原委員：外国には、男女とは別のトイレがありますね。そのような時代かと思い、伺いました。

金井委員：卒業式や入学式も、男女席を分けているのがおかしいという声もあり、日本だけという訳ではありませんが、海外では分けていないです。

岩原教育長：川湯中学校の入学式は、分けていませんでした。生年月日かあいうえお順かと思ひます。敢えて、分ける必要はないかと思ひます。

金井委員：昔から、男女の席を分けていたのがおかしいのではとは、言われていました。

吉田委員：長期休業の扱いについて、始まりが8月8日からとありますが、終りはどのようになるのでしょうか？

辻川室長 : 当初、8月24日から2学期が始まる予定でしたが、今日の校長会議で協議しますが、現時点では、8月8日から19日までを夏休みとし、授業時数の確保をする予定です。

岩原教育長 : 授業時数は、校長に確認したところ、9日ほど取れば回復できるようですが、休んでいる日数はもっと多いです。運動会等の行事をしないことで何時間も短縮できるようですが、何でもかんでも行事を中止にしているのか？ということもあります。本来、行事も学校生活・教育活動の一部ですので、工夫をしながらやってもらいたいと思います。秋にも感染症が再発しないとも限りませんので、9日間でなく、夏休み中に2日でも3日でも授業時数を確保しておいた方がよいと思います。管内的には、8月17日頃から2学期が始まる町村が多いのですが、弟子屈町はお祭りの関係がありますが、20日から2学期を開始しても影響はないかと思い、校長会に打診する予定です。

金井委員 : 冬にもインフルエンザや吹雪で臨時休校になることを考えると、ある程度余裕をもってないと厳しいかと思います。

岩原教育長 : 余裕を持った授業時数を確保するために、先生方と協議していきたいと思っ

外にありませんか？

各委員 : ありません。

岩原教育長 : なければ、次へ進めさせていただきます。

岩原教育長 : 報告第6号「専決処分の報告について」を、議題と致します。

本件につきましては、3月31日付けの「令和元年度弟子屈町一般会計教育費補正予算について」であります。

それぞれの所管分につきまして、事務局各課より、報告願います。

山口補佐 : ただいま、上程のありました報告第6号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

令和元年度の補正予算につきましては、5月27日に開催される弟子屈町議会臨時議会におきまして、町長から、令和2年3月31日付けの専決処分事項として報告されるものであり、本日の定例教育委員会におきましても、専決処分事項として、承認を頂きたく、報告するものであります。

それでは、議案書の報告第6号を、お開き願います。

報告第6号、専決処分事項の報告について。

下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので報告し、教育委員会の承認を求めらる。

令和2年5月26日提出、弟子屈町教育委員会教育長 岩原勝行

1 令和元年度弟子屈町一般会計教育費補正予算について、3月31日付け次のページをお開き願います。

専決処分書につきましては、記載のとおりであります。

それでは、次のページからの補正予算書に基づき、まず、管理課所管分について、ご説明させていただきます。

1 ページ目の歳入は、社会教育課の所管であります。

2 ページ目から、歳出となります。

10 款：教育費、1 項：教育総務費、2 目：事務局費で、補正額は、219 万 4 千円の減額で、執行残の不用削減であります。右の欄の説明に書かれておりますが、1 点目が、003 教育振興一般で、まちづくり応援寄附金として、寄附のあった10 万円を、学校等教育振興基金へ積み立てます。

次に、006 学校用バス運行で229 万 4 千円の減額ですが、教育委員会が所有している3 台のスクールバスに係る運行業務委託料の執行残額を減額しました。なお、そのほかの予算科目におきましても、執行残額がありますが、財源が一般財源であり、少額のものについては、減額補正はしておりません。

3 ページは、2 項：小学校費で、1 目：学校管理費で2 万 1 千円、2 目：教育振興費で1 万 7 千円、合計3 万 8 千円の減額で、弟子屈小学校の5 年生の机とイスの購入費用の執行残と、複式学級用のタブレット型パソコンの購入費用の執行残で、金額はいずれも少額ですが、財源がまちづくり応援基金からの繰入金であるため、減額補正措置しております。

4 ページの3 項：中学校費、2 目：教育振興費で3 千円の減額補正ですが、小学校のタブレットと同様に、財源がまちづくり応援基金からの繰入金であるため、少額でも減額補正しております。

以上、簡単ではありますが、令和元年度補正予算のうち、管理課所管分の説明とさせていただきますので、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：次に、社会教育課、お願いします。

川井田補佐：それでは、社会教育課に係る報告第6 号専決第9 号の令和元年度歳入及び歳出補正予算の専決処分事項について、ご説明申し上げます。

まず歳入ですが、予算書の1 ページの一番下に記載の項目になります。

21 款：町債、1 項：町債、9 目：教育債、2 節：保健体育債、過疎地域自立促進特別事業債、△700,000 円の減額補正です。これは町の助成制度であるスポーツ振興助成金の財源となる歳入ですが、スポーツ助成の支出が見込みより少なかったことによる減額補正となります。減額の理由については後ほど歳出の方でご説明させていただきます。

次に歳出ですが、議案書の5 ページをお開き願います。10 款：教育費、05 項：社会教育費、04 目：資料館管理費、全てアイヌ民俗資料館管理の事業予算となりますが、07 節：賃金△29,000 円、11 節：需用費△50,000 円、15 節：工事請負費△21,000 円で、それぞれ執行残額の減額補正となります。

次に6 ページをお開きください。05 項：保健体育費、01 目：保健体育総務費で、細事業001 スポーツ活動推進事業では08 節：報償費△31,000 円、19 節：補助金△39,000 円の減額補正です。通常であれば補正対象としない少額の減額補正であります。本予算の特定財源としている「まちづくり応援基金」の繰入金が減額となることから、専決による減額補正とするものであります。次の004 スポーツ振興助成事業では19 節：補助金△663,000 円の減額補正であります。これは先程の歳入でご説明しました通り、スポーツ振興助成金の執行残額であります。本助成金は、全国及び全道大会の出場権を得た団体・個人に対する助成であります。本年2 月時点で既に全道や全国大会への出場が決まっ

ていた4件の助成案件があったことから、当初予算2,300,000円に加えて不足見込となる162,000円を増額補正したものでありましたが、補正予算要求後に新型コロナウイルスの感染拡大により、出場を予定していた全ての大会が中止となり、執行残額となったものであります。なお、出場予定だった大会等の内訳は、①帯広市で開催の東北海道スケート大会が中学生1名引率者1名、②札幌市で開催の全道フットサル選手大会が小学生3名引率者1名、③大阪府で開催の全日本バトントワーリング選手大会が2件あり、それぞれ小学生1名引率者1名、高校生1名引率者1名であったものです。次に細事業005：社会教育振興基金事業であります。3月に匿名希望の方より50,000円の寄付金を採納し、基金に積み立てるものです。

次に、02目：体育施設費の細事業001：体育施設管理運営事業であります。11節：需用費△2,000円、14節：使用料及び賃借料△22,000円で、それぞれ執行残額の減額補正です。これも特定財源である「まちづくり応援基金」の繰入金の減額に伴う少額の減額補正であります。

以上簡単ではありますが、社会教育課分の専決処分補正予算の説明とさせていただきますので、ご承認賜ります様、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：次に、給食センター、お願いします。

山本所長：それでは、引き続き専決第9号、給食センター所管の令和元年度3月補正予算についてご説明させていただきます。予算書の6ページをご覧ください。

10款：教育費、5項：保健体育費、4目：給食センター費、給食センター管理運営事業の歳出についてご説明いたします。

さて、19節：負担金、補助及び交付金、細節：交付金：学校給食関係事業となっているところでありますが、内容は「新型コロナウイルス感染症対策関連事業」に係るものであります。ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休校により、学校給食の提供も急遽停止する措置を取ったところであります。この際、既に業者に発注していた給食食材でキャンセルが出来なかった物の代金を支払うとともに、国及び北海道からの要請により、保護者の負担軽減を目的とした給食費の返還(2月分)、また、パンや麺類等の加工業者に対する違約金等の支払いも発生したところであります。

この一連の対応のため、保護者等から納めていただき運営している「給食費私会計」の予算額に欠損が生じることとなったため、町からこの不足相当額を特別に助成すべく、交付金「22万4千円」を増額し補正予算措置を講じたものであります。

このことに関しましては、前回4月の当教育委員会で承認して頂きました「弟子屈町学校給食関係事業費交付金要綱の一部を改正する訓令の制定について」の議案提出の際に、関連説明として、「給食費私会計」への助成など、今後における町の対応方針等をご説明させていただいたところでもあります。

なお、後程、令和2年度補正予算で改めてご説明させていただきますが、本件に係る一連の対応経費につきましては、国から学校設置者である町に対して「学校臨時休業対策費補助金」として補助対象経費の4分の3が助成されることになっておりますので申し添えさせていただきます。

以上、給食センター所管分の専決第9号の報告とさせていただきますのでご承認賜りますようよろしくお願い致します。

岩原教育長：ただ今、事務局から、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしくをお願いします。

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、報告第6号「専決処分事項の報告について」を、承認します。

岩原教育長：日程5、報告第7号「専決処分の報告について」を、議題と致します。

本件につきましては、「5月1日付けでの、非常勤特別職の委嘱について」であります。

なお、本件につきましては、教育委員会に関連する附属機関の構成員の人事に関することでもありますので、「弟子屈町教育委員会会議規則第15条」により、秘密会と致します。また、現在のところ、傍聴の方はいませんが、審議中に、傍聴希望者が来ましても、退席して頂くことにしたいと思いますが、如何でしょうか？

各委員：はい。

【非公開案件】

岩原教育長：秘密会を、解きます。

それでは、報告第7号「専決処分の報告について」を承認致します。

岩原教育長：日程6、議案第29号「弟子屈町屈斜路コタンアイヌ民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。

なお、関連がありますので、日程7、議案第30号「弟子屈町屈斜路コタンアイヌ民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」

日程8、議案第31号「弟子屈町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」

日程9、議案第32号「弟子屈町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について」を一括して、議題と致します。

なお、条例の改正につきましては、今回の定例教育委員会にお諮りのうえ、ご承認をいただいた後、6月4日から開催される、町議会の第2回定例会に、議案として上程することとしております。

それでは、事務局より、説明をお願いします。

川井田補佐：ただいま、上程のありました議案第29号及び議案第30号につきまして、社会教育課所管の議案となりますので、一括して提案理由をご説明させていただきます。

屈斜路コタンアイヌ民俗資料館は昭和57年に開設され、以後40年近くが経

過し、この間にアイヌ民族を取り巻く環境は大きく変化しました。

令和元年5月より施行された「アイヌ施策推進法」では、法律により初めてアイヌ民族が北海道の先住民族であると明記され、国がこの法律によって目指すアイヌ施策の成果指標として「アイヌ民族が先住民族であることの認知度の向上」が第一に掲げられております。

この様な中、我が国の重要な文化でありながら存立の危機にあるアイヌ文化を復興・発展させる拠点施設として白老町に民族共生象徴空間「ウポポイ」が本年開設となり、アイヌ民族の歴史や文化を広く国内外に発信していくことが期待されているところであります。

また、昨年度より町長部局が進めてきたアイヌ政策推進交付金事業計画の検討に係るコタン地域での説明会におきましては、アイヌ民族の方々より「今回の法施行を機に、民俗資料館の『民俗』を先住民族の『民族』に改称してはどうか」という意見が出され、地域の方々も概ね同意されているといった状況にあります。

こうした一連の経過への対応について町として検討した結果、この機会を契機とし、アイヌ民族が先住民族であることの認知度向上に努めるとともに、当資料館がそのアイヌ民族固有の文化に関わる資料を展示している施設であることを明確に示すことで、より一層本町のアイヌ政策を推進していくことを目的に施設の名称を変更することとし、先の5月18日に開催した弟子屈町文化財専門委員会における議事として審議された結果、委員の方々全員から名称変更の了承が得られたところであります。

以上の経過をふまえ、施設の名称変更とそれに関連する項目の改正を目的とした条例及び規則の一部改正を本委員会に議案提出するものであります。

それでは、議案書の、議案第29号のページをお開き願います。

議案第29号、弟子屈町屈斜路コタンアイヌ民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について

弟子屈町屈斜路コタンアイヌ民俗資料館条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和2年5月26日提出、弟子屈町教育委員会教育長 岩原勝行

次の1ページをお開き願います。一部改正案の新旧対照表を記載しております。まず、施設名称である民俗資料館の「みんぞく」の字句について、条例の題名及び条文の該当箇所全てを、風習・風俗等を意味する「民俗」から、人々・共同体等を意味する「民族」に改めます。

また、第2条の設置目的について、「みんぞく」の字句を改めることによりその意味も変わることから、条文全体の文言を改めております。アイヌ施策推進法と同様に北海道の先住民族であることを本条例においても明記し、屈斜路コタンアイヌの生活文化や風習の資料保存に加え、先住民族であることについての認識を広める目的を意図した条文に改めております。

続いて、次の議案第30号のページをお開き願います。

議案第30号、弟子屈町屈斜路コタンアイヌ民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

弟子屈町屈斜路コタンアイヌ民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定するものとする。

令和元年5月26日提出、弟子屈町教育委員会教育長 岩原勝行

次の1ページをお開き願います。一部改正案の新旧対照表を記載しております。規則については、題名及び条文の「みんぞく」の字句を全て変更する改正のみとなっております。次の2ページにつきましても様式中の「みんぞく」の字句を変更する改正のみとなっております。

なお、参考資料の2ページから6ページにかけて改正前の現行条例及び現行規則の全文を記載しておりますので、後ほどご参照願います。

以上、議案第29号及び議案第30号の説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

山口補佐 : 続きまして、私の方から、議案第31号及び議案第32号につきまして、提案理由をご説明させていただきます。

「弟子屈町屈斜路コタンアイヌ民俗資料館」の名称変更により、教育委員会事務局の組織等について定めている「弟子屈町教育委員会事務局処務規則」と「弟子屈町教育委員会文書管理規程」の一部を改正する必要がありますので、提案するものであります。

それでは、議案書の、議案第31号のページをお開き願います。

議案第31号、弟子屈町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について。以下、省略させていただきます。

次の1ページをお開き願います。

第2条第2項で、管理課と社会教育課に所属する「各館等」を、第8条で各課・室・系の事務分掌を記載しておりますが、議案書の新旧対照表のように、民俗の字を改めるものであります。附則として、公布の日からの施行としております。

なお、参考資料の7ページから9ページに、改正前の規則の全文を掲載しておりますので、のちほどご覧いただければと思います。

つづきまして、議案書の、議案第32号のページをお開き願います。

議案第32号、弟子屈町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について。以下、省略させていただきます。

次のページをお開き願いますが、文書管理規程の改正内容は、文書番号に記載する記号の改正でありますので、新旧対照表では、附記説明、別紙によるとしております。別表につきまして、次の2ページをお開き願います。

併せまして、参考資料の11ページをお開き願います。

先ほどの処務規則の改正と同様に、アイヌ民俗資料館の民俗の字を改めるものであります。

議案書の1ページに戻っていただきますが、附則では、「この訓令は、令和2年6月 日から施行する。」としております。

これは、条例や規則の場合は、「公布の日から施行する」という言い方ができますが、訓令の場合は、厳密には、「公布」とならないため、このような書き方となり、来月の町議会で条例改正案が議決され、町長が条例を公布する日と

同じ日をここに記載することとなりますので、日にちについては、空欄としております。

以上、簡単ではありますが、議案第31号及び議案第32号の説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、事務局から、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしくお願い致します。

菅原委員：これは、議会で承認されれば、民俗の字が変わるのですね？看板や案内表示等全部直すのでしょうか？

藤森課長：看板につきましては、アイヌ政策推進交付金の令和2年度事業で国道沿いの看板を6月に発注する予定ですが、議決を受けてから新しい文字で発注します。施設周りにあるものにつきましては、職員が直し、印刷物につきましては、通常であればオープン前までに用意しますが、今回の件がありましたので、発注を止めていまして、議会の承認後、すぐに発注する予定です。

菅原委員：案内等、貼りなおしたりするのですね。

岩原教育長：そのほかありませんか？

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第29号「弟子屈町屈斜路コタンアイヌ民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第30号「弟子屈町屈斜路コタンアイヌ民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」

議案第31号「弟子屈町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」

議案第32号「弟子屈町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について」を承認します。

岩原教育長：日程10、議案第33号「令和2年度弟子屈町一般会計教育費補正予算について」を、議題といたします。

それぞれの所管分について、事務局各課より説明願います。

山口補佐：ただいま、上程のありました議案第33号につきまして、提案理由をご説明させていただきます。

令和2年度補正予算につきましては、6月4日に開催される弟子屈町議会の令和2年第2回定例会に上程すべく、補正予算に、要求したものであります。

議案書の、議案第33号のページをお開き願います。

議案第33号、令和2年度弟子屈町一般会計教育費補正予算について。以下、省略させていただきます。

それでは、表紙の次のページからの予算書に基づき、私・山口から、管理課所管の補正予算について、ご説明させていただきます。

議会へ提出される予算書から、教育委員関係分を抜粋しております。

1 ページの歳入は、社会教育課、2 ページの歳入は給食センターの予算です。3 ページで、10 款：教育費、2 項：小学校費、2 目：教育振興費で、補正額は、294 万7 千円です。内容は、特別支援教育支援員の人件費ですが、これまで、弟子屈小学校に3 名、川湯小学校に1 名、弟子屈中学校に2 名の合計6 名を配置しておりましたが、今年度は、1 名増員して7 名となりました。内訳は、弟子屈小学校が3 名から4 名に、川湯小学校も1 名から2 名に増員し、弟子屈中学校は、2 名から1 名に減員しております。その分の人件費を、次の4 ページの中学校費で、294 万7 千円減額して、3 ページの小学校費へ移したものであります。

右の欄の説明の欄では、通勤手当について、それまでは賃金に加算されておりましたが、今年度、会計年度任用職員制度となってからは、8 節の旅費の中で経理することとなりましたので、この部分が4 ページの内訳と異なっておりますが、総額では、294 万7 千円で変わりません。

なお、中学校で、支援員が1 名減となっておりますが、教職員の配置の中で、初任者加配で1 名教員が加配されており、その教諭が特別支援関係もカバーすることで、全体として小学校で2 名増えているイメージとなります。

以上、簡単ではありますが、管理課所管の補正予算に係る、説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

川井田補佐： それでは、社会教育課の歳入歳出補正予算の提案内容について説明致します。議案書の予算書1 ページにお戻り頂いてご覧願います。

まず、社会教育課 所管分の歳入予算で、4 目：社会教育振興基金繰入金で、638,000 円の増額補正であります。この繰入金を特定財源として充当する事業については次の歳出で説明させていただきます。

次にページが飛びまして、予算書5 ページをお開きください。歳出予算となります。

10 款：教育費、4 項：社会教育費、3 目：文化財保護費で、細事業 001：文化財保護活動事業の1 節：報酬の文化財専門員報酬 38,000 円、8 節：旅費の費用弁償 7,000 円の増額補正となります。

文化財専門委員会の委員報酬及び費用弁償につきましては、当初予算において年1 回開催分の予算を措置しており、先程の資料館条例改正の議案説明でも触れましたが、先の5 月18 日に今年度1 回目の会議を開催したところです。しかしながら、今年度については、現在まちづくり政策課地域振興室において進めている「アイヌ文化等拠点整備事業計画」の策定を予定しており、この計画策定の中でアイヌ資料館の整備に関する検討がなされる予定であることから、その計画内容を諮るために、再度、文化財専門委員会を開催する必要が生じますので、今後2 回分の委員会開催を見込んで委員報酬と費用弁償の予算を追加補正するものであります。

次に5 目：図書館管理費で、細事業 001 図書館管理運営事業の14 節：工事請負費 638,000 円の増額補正ですが、先程の歳入で説明した社会教育振興基金繰入金の充当事業となります。

工事の内容は男子トイレ小便器の改修工事です。現在3基設置されている小便器が全て大人用の高さの壁掛け型となっており、小さな子どもが使用できるように簡易的な台を設置しているのですが、安全面への配慮から子どもでも難なく使用できる小便器への改修を要望する声の高まりを受け、建物の所有者であるNTT北海道の了承を取り付け、町予算において既設の小便器2台を撤去し、新たに低リップ型小便器と小便器用手摺を1基新設するものであります。次に予算書6ページをお開き願います。

5項：保健体育費、1目：保健体育総務費の細事業005：社会教育振興基金事業で、24節：積立金100,000円の増額補正です。本件は、先の4月17日に急逝され、町文化賞審議委員会委員長でありました故木村光博氏のご遺族である木村孝博氏より、「文化振興に役立てほしい」との申し出による寄付金を受納し、社会教育振興基金に積み立てるものであります。なお、社会教育振興基金の積立金につきましては便宜的に一括して保健体育総務費で予算措置を行っているものであり、文化振興・スポーツ振興の両方に対応するものであります。以上、社会教育課に係る補正予算の原案についての説明とさせていただきますので、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

山本所長：それでは、引き続き議案第33号、給食センター所管の令和2年度6月補正予算についてご説明させていただきます。予算書の2ページをご覧ください。

21款：雑収入、5項：雑入、5目：雑入、1節：雑入、細節：学校臨時休業対策費補助金の歳入についてご説明いたします。

さて、先ほども歳出で説明させていただきましたが、新型コロナウイルス感染症対策で臨時休校となり急遽学校給食が停止となった際、既に業者に発注していた給食食材でキャンセルが出来なかった物の代金を支払うとともに、国及び北海道からの要請により、保護者の負担軽減を目的とした給食費の返還(2月分)、また、パン・麺類等の加工業者に対する違約金等の支払いも発生したところでありました。

本件に関する一連の支払い負担額については、この度、国から学校設置者である町に対して「学校臨時休業対策費補助金」として一定額が交付されることが示されております。

このことから、今回、国に対して当該補助金「16万8千円」を交付申請するとともに、これを歳入予算として計上しているものであります。

なお、この補助金交付申請額「16万8千円」の算定にあたっては、補助対象経費の合計額「225,178円」に、国の補助基準である4分の3を乗じ算出しておりますことを申し添えさせていただきます。

歳入予算科目につきましては、通常「国庫補助金」の科目で計上するところですが、本件に関する歳出予算は、既に令和元年度の予算として専決処分され措置されるため、令和2年度の歳入予算では、これに見合う充当先がないことから、町財政担当課とも対応協議を行い、ご覧のとおり「雑入」の予算科目で計上しておりますのでご了承願います。

以上、給食センター所管分の議案第33号、補正予算の説明とさせていただきますのでご承認賜りますようよろしくお願い致します。

岩原教育長：ただ今、事務局から、説明がありました。何か質疑がありましたら、よろしくお願ひします。

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案33号「令和2年度弟子屈町一般会計補正予算について」を、承認します。

岩原教育長：日程11、議案第34号「非常勤特別職の委嘱について」を、議題と致します。本件につきましては、「学校評価委員」と「川湯地区学校運営協議会委員の委嘱」であります。

なお、本件は、「教育委員会に関連する附属機関の構成員の人事に関する事」でありますので、「弟子屈町教育委員会会議規則第15条」により、秘密会と致します。

また、現在のところ、傍聴の方はいませんが、審議中に、傍聴希望者が来ましても、退席して頂くことにしたいと思いますが、如何でしょうか？

各委員：はい。

【非公開案件】

岩原教育長：秘密会を、解きます。

それでは、議案第34号「非常勤特別職の委嘱について」を、承認致します。

岩原教育長：これで、本日予定していた議案等は、全て終了しましたが、他に協議しておきたい事項・連絡などが、ありましたら、お願ひします。

榎本委員：コロナで対応がすぐ変わってしまいましたが、5月中の学校給食は、何回ありましたか？

山本所長：13回でした。

榎本委員：6月からは通常どおりということで、行事がなくなり、長い休みが短くなりますが、私や周りの人たちもゆっくりした生活に慣れてしまい、子どもたちも急に学校生活に戻れないのではと思います。今までの分散登校でも早く帰ってきたようでした。これから、どのような形で進めていくのでしょうか？

辻川室長：今日夕方の臨時校長会議の資料ですが、カラーの印刷物を使って説明させていただきます。6月1日から学校の再開に向けて、1つ目は感染症対策についての資料です。新しい生活様式を踏まえて、学校の教育活動の行動基準として、3つのレベルに分けて具体的に示されるようなマニュアルが作られております。弟子屈町では感染者はいませんが、管内の状況を踏まえて、危険度が低いレベル1では、感染対策を取ってほぼ全ての教育活動ができるという判断ではありますが、榎本委員からご指摘のありましたように、子どもたちの心身の不安等がありますので、活動によっては段階的に臨時休業前の通常の形に戻すように配慮していく予定です。何よりも子どもの安全のためが第一になるかと思ひます。

1 ページ目はレベル1に基づいた密集についてで、図にあるように40人学級であれば、一人ひとりの間隔を1メートルを保てれば、40人のまま分散せずに活動を行うことができますので、弟子屈町のほぼ全ての小中学校は、分散せずに6月1日から教育活動を始められます。しかし、弟子屈小学校の6年生は普通学級と特別支援学級との交流学級では、40人を超えてしまいますので、弟子屈小学校の6年生だけは、半分に分けて教育活動を行うような配慮を進めるなど、各学校の状況に応じて、何よりも子どもの安全を優先して柔軟に対応して行くことが大切です。

1 ページ目の後段では、各教科の活動として、例として7点、感染リスクが高いと考えられる教育活動が示されております。これらにつきましては、レベル1では気を付けながらできるとされておりますが、6月のうちはいきなりとはなりませんので、段階的にということで、7月以降に考えながら行っていくことで工夫していきたいと思っております。

2 ページ目は、ほかに休み時間や登下校の時間、清掃や消毒等書いておりますが、これまで分散登校でも感染症対策に気を付けて教育活動を行ってきました。

3 ページ目のその他のところは、今日の校長会議で協議して変更があるかもしれません。特に部活動につきましては、大変大切な活動でもありますし、中学校3年生は最後の学年でもありますので、配慮が必要かと思っております。ただし、部活動は教育課程の中の活動ではなく、どうしても教科の授業等が優先的に準備していかなければなりませんので、部活動も6月1日からではなく15日頃から本格的な活動になるのではと協議しているところです。

4 ページ目は、学びの保証のための教育課程の工夫ということで、文部科学省や北海道教育委員会からの通知があり、こちらを受けて確認していくこととなります。4月、5月の臨時休業で、時間数にすると約150時間前後、欠時数となり、その分を補うために夏季休業を短縮することになります。

5 ページ目は、このようなことに気を付けていきたいと思いますということで、校長会議で確認します。

学校教育活動推進ロードマップにつきましては、岩原教育長が作成したもので、6月1日からの学校再開から3月までを見通した教育活動で、このような節目を設けながら段階的に臨休前の通常の状態に進めていくようなロードマップを確認していきたいと考えております。

次のページが保護者あての文書で、内容がよければ5月28日、29日の分散登校で家庭に向けての文書を通知したいと考えております。黄色のところは変更があるかもしれないところですが、6月1日からの学校について各家庭にお知らせするとともに、今後も感染症対策についてのお願ひも入れております。裏面は、レベル1の話が出ていますが、道新から出ていた記事を載せております。

最後は、令和2年度の弟子屈町の教育を全家庭にお配りしたいと考えております。以上です。

吉田委員 : 今日校長会議が終わった時点で、年間ロードマップは、各家庭に配るのでしょうか？

辻川室長 : 配るかどうか、協議したいと思います。

吉田委員 : 親としても、ある程度夏休みが短くなるだろうと想定はしているだろうと思いますが、ある程度確定しているものは、お知らせしておいた方がよいかと思います。小6と中3は、来年度の入試とか控えた段階で、各地域間で授業とかの進め方が異なっているので、その辺りの補え方をどうするのか心配です。

辻川室長 : 高校入試について、道教委から通知があり、今般の臨時休業を踏まえて問題を作成するというように言っております。道教委で今後入試問題を作りますが、中学校3年生も現段階では予定している全ての教育活動・授業を行うということになっております。小6・中3は特に今年度で完結するようにいろんな工夫をするようになっております。入試は、公立高校は3月上旬に、道教委で、厳しい状況を踏まえて問題を作ると通知があります。ただ、北海道以外や私立の高校につきましては、道教委から通知されるとともに、教科のペーパーテストに加えて面接や作文で補えるように働きかけるとの情報が入っております。ロードマップにつきましても、6月の再開後、具体的な日程が分かりしだい、通知等で家庭にもお知らせすることができるかと思っておりますので、検討させていただきます。

菅原委員 : 学校生活は基本的にマスク着用となるでしょうが、体育やランニングするとき非常に苦しいという声を聞きますので、例えば外のランニングのときは外して、みんな集まるときに着用するというような配慮をお願いします。

金井委員 : 社会教育課の所管ですが、修武館は開くのでしょうか？

藤森課長 : 学校の少年団に合わせた形で開けようかと思いますが、今のところ今月いっぱい、そのまま休みにしたいと思います。

金井委員 : 部活・少年団は、6月15日から開始となっておりますので、それまで開けないということでしょうか？

藤森課長 : この後、検討しますが、そのような形になるかと思えます。

岩原教育長 : ほかにありませんか？

岩原教育長 : 休憩します。

岩原教育長 : それでは、再開します。

次回以降の教育委員会の日程を確認します。来月の第6回定例教育委員会につきましては、今年最初の移動教育委員会で、川湯中学校にて6月24日（水曜日）開催ということですが、万が一、新型コロナウイルスの関係で臨時休校や制限が出た場合には、場所を変えなければなりません、今のところ予定通り移動教育委員会を川湯中学校で開催と考えておりますが、よろしいでしょうか？

吉田委員 : 日程は大丈夫ですが、移動教育委員会で大丈夫でしょうか？今もこのようにスペースを取って行っておりますが、6月は、解除となるでしょうか？

岩原教育長 : このように広く取らなくても大丈夫ですが、学校ともまだ協議してありませんが、通常どおりとしましょうか？

菅原委員 : 事務局と学校とで調整して頂ければと思います。授業参観もありますので。

岩原教育長：それでは、6月24日という日程を決め、PTA関係者にも出席していただきますので、学校と確認して、開催場所は改めてご案内いたします。授業参観日も6月中はありませんので、その辺りを考えますと、川湯中学校は秋の開催となるかもしれません。7月は、28日を予定しておりますが、次回改めて確認したいと思います。

よろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、以上をもちまして、本日の会議「令和2年第5回定例教育委員会」を閉会いたします。

上記会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

弟子屈町教育委員会 教育長 岩原 勝行

弟子屈町教育委員会 委員 吉田 一徳